

運輸事業振興助成補助金の事務手続きについて

1. 県へ交付申請提出（前年度3月31日まで）

- 交付申請は、下記提出先に電子メール、郵送又は持参してください。
* 交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができます。

2. 県から交付決定通知到着（交付申請から原則20日以内）

- 交付決定通知により正式に事業着手することができます。

3. 事業開始（→県へ着手届提出）

- 本補助金においては、着手届の提出は必要ありません。

【事業を変更・中止・廃止したい場合】

事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。
変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

4. 事業完了（→県へ完了届提出）

※事業の完了とは、補助対象経費の支払いがすべて完了した日

○この補助金においては、官僚届の提出は必要ありません。

【事業が年度内に終わらない場合】

補助金等進捗状況報告書を下記提出先に電子メール、郵送又は持参してください。

5. 県へ実績報告書提出

（完了・廃止・中止から30日以内又は交付決定を受けた年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日）

- 実績報告書は、下記提出先に電子メール、郵送又は持参してください。

◎補助金の支払い

実績報告書を受理してから、概ね1か月以内にお支払いいたします。